

I 株主との効果的な対話の観点から考える コーポレート・ガバナンスの 深化とFDLルールへの対応

三井住友信託銀行株式会社 名古屋証券代行営業部 法務担当部長 寺岡 隆樹

はじめに

近年、上場会社におけるコーポレート・ガバナンス改革の深化を促す法令や取引所規則の改正が相次いでおり、株主総会は、各社のコーポレート・ガバナンスに対する取組みを株主に訴えかける場ともなっている。

本稿は、上場会社が本年の定時株主総会に向けて、コーポレート・ガバナンスに関する開示において検討を要する事項や、株主との対話において留意を要する事項について概説するものである。なお、文中意見にわたる部分は私見であることをあらかじめお断りしておく。

コーポレート・ガバナンス・コード関連事項の招集通知への記載

コーポレート・ガバナンス・コード（以下、「CGコード」という）は、上場会社に対し、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供することを求めており（補充原則1-2①）、これを踏まえて、招集通知の記載内容を充実させる動きが進展している。

具体的には、CGコードで開示が求められている事項を、株主総会参考書類や事業報告などに任意に記載する事例が増加しており、特に、社外役員ではない取締役・監査役候補者の個々の指名理由を記載した会社

の割合は、本則市場上場会社の6割に達しているほか、社外役員の独立性基準や経営理念等・経営戦略・経営計画を記載した会社の割合も3割前後に上っている（図表）。さらに、CGコードで説明が求められている事項、たとえば、資本政策の基本的な方針（原則1-3）について記載している事例も少数ながらみられる。

自社のコーポレート・ガバナンスに対する取組みを株主に積極的にアピールする観点から、CGコード関連事項を招集通知に任意に記載する動きは、今後も拡大していくであろう。

相談役・顧問の開示等

「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の様式および記載要領

が改訂され⁽¹⁾、2018年1月1日以後に提出する同報告書から、代表取締役社長等を退任した者が相談役や顧問など何らかの役職に就任している、または何らかの会社と関係する地位にある場合に、その者の氏名、役職・地位、業務内容および勤務形態・条件等について記載することが可能になっている。

記載は任意であることから、対象者がいても記載しないという判断はあり得るものの、開示が後ろ向きではないかとの印象を株主や投資家に与えかねないため、前向きに取り組むことが望まれる。相談役・顧問制に対してネガティブな論調もみられるところであるが、相談役・顧問の役割や処遇を適切に設定し、それらを開示することによって、自社のコーポレート・ガバナンスが適正に機能していることについて、株主や投資家の理解を得ることができるとであろう。

なお、相談役・顧問制度のあり方を見直した結果、制度を廃止することとする場合には、相談役・顧問を置くことができる旨の定款規定を削除することが考えられる⁽²⁾。

(1) 東京証券取引所「相談役・顧問等の開示に関するコーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載要領の改訂について「東証上場9号」（2017年8月2日）。
(2) 事例として、2018年3月総会において、